

令和8年10月1日

1 はじめに

学校法人辰馬育英会甲陽学院（以下「学院」といいます。）は、「気品高く教養豊かな有為の人材の育成」を教育方針に掲げています。学びを通して自らを高める向上心と、多様な他者を尊重し思いやる姿勢を育むことを大切にしています。

こうした教育方針を実現するためには、生徒、保護者、地域の皆様をはじめ、学院に関わるすべての方々と相互に尊重し合える環境が不可欠です。学院は、皆様からのご意見やご要望に真摯に対応し、教育活動の向上に努めてまいります。

一方で、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動などのいわゆるカスタマーハラスメントは、教職員※の人格や尊厳を傷つけ、教育環境に悪影響を及ぼします。学院は、生徒の学びを支える環境と教職員の就業環境を守るため、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然と対応することを基本方針として定めます。

2 学院におけるカスタマーハラスメントの定義

学院に関係する方からの言動又は行為のうち、その内容の妥当性を欠くもの又はその手段・態様が社会通念上許容される範囲を超えるものであって、教職員の就業環境又は教育研究環境が害されるものを、学院におけるカスタマーハラスメントと定義します。

3 学院におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例

下記はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

(1) 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ア そもそも要求に理由がない又は教育活動及び学校運営と全く関係のない要求
- イ 通常提供する教育活動の範囲を著しく超える要求
- ウ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- エ 不当な損害賠償要求

(2) 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ア 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- イ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要、盗撮、人格否定、SNS等のインターネット上での誹謗中傷やプライバシーに係る情報の投稿等）
- ウ 威圧的な言動（暴言、怒鳴り声、机を叩く等の威嚇行為）
- エ 継続的、執拗な言動（同様の質問を執拗に繰り返す、話のすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立て、同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつける等）
- オ 拘束的な言動（不退去、居座り、深夜・早朝の連絡、長時間の電話等）

4 学院におけるカスタマーハラスメントへの対応

- (1) 学院は、カスタマーハラスメントに対し、教職員の人格と尊厳を守るため、組織として毅然とした態度で対応します。
- (2) 学院がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、対応方法の変更、面談の終了、施設への立入り制限、以後の対応の中止等の措置を講じることがあります。また、必要に応じて警察、弁護士その他の関係機関と連携し、適切に対処します。
- (3) 学院は、カスタマーハラスメントを受けた教職員の心身の安全及び健康の確保を最優先とし、適切な支援及び必要な配慮を行います。
- (4) 学院は、発生した事案について事実関係を検証し、再発防止に向けた体制整備及び必要な改善に努めます。

※ 本方針において「教職員」とは、学院が雇用する者及び派遣労働者その他学院の業務に従事する者をいいます。